

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当る日) (休日は、)  
(たると日) (翌日)

## 目次

◇規則 子宮ガン集団検診の診断料の額を定める規則

鳥取県子牛生産検査条例施行規則

鳥取県立社会福祉施設の設定及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

鳥取県立岩井長者寮管理規則の一部を改正する規則

鳥取県農業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則

鳥取県農業近代化推進資金利子補給規則の一部を改正する規則

鳥取県農産近代化推進資金利子補給規則の一部を改正する規則

鳥取県会計規則の一部を改正する規則

鳥取県工場設置奨励条例施行規則を廃止する規則

## 規則

子宮ガン集団検診の診断料の額を定める規則をここに公布する。

昭和四十二年四月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

### 鳥取県規則第十六号

子宮ガン集団検診の診断料の額を定める規則

鳥取県営病院事業の設置等に関する条例 (昭和三十九年三月鳥取県条例)

第十二号) 別表第一の一の規則で定める子宮ガン集団検診の診断料の額は、次のとおりとする。

- 一 所得税を納付することを要する者又は所得税を納付することを要する者の配偶者 (所得税法 (昭和四十年法律第三十三号) 第二条第一項第二十八号に該当する配偶者をいう。) 若しくは扶養親族 (同法同条同項第二十九号に該当する扶養親族をいう。) 四百円
- 二 所得税を納付することを要しない者のうち市町村民税のうち所得割額を納付することを要する者又は所得税を納付することを要しない者のうち市町村民税のうち所得割額を納付することを要するものの配偶者 (地方税法 (昭和二十五年法律第二百二十六号) 第二百九十二条第一項第七号に該当する配偶者をいう。) 若しくは扶養親族 (同法同条同項第八号に該当する扶養親族をいう。) 二百円
- 三 前二号に掲げる者以外の者 零円

この規則は、公布の日から施行する。

鳥取県子牛生産検査条例施行規則をここに公布する。

昭和四十二年四月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

### 鳥取県規則第十七号

鳥取県子牛生産検査条例施行規則

(目的)

第一条 この規則は、鳥取県子牛生産検査条例 (昭和四十二年三月鳥取県条例第五号。以下「条例」という。) の施行に關し必要な事項を定めることを目的とする。

(委任)

第二条 次の各号に掲げる事務は、家畜保健衛生所長に委任する。

一 条例第三条第一項及び第三項に規定する市町村長との協議、日時及び場所の指定並びに検査の日時又は場所の変更の請求の内容の審査

二 条例第五条第一項の規定による検査を実施する者の指定

三 条例第五項第二項の規定による身分を示す証票の交付

四 条例第六条の検査済証の交付

五 条例第七条の規定による検査の結果のとりまとめ及び一般への縦覧

(生産の報告)

第三条 条例第二条の規定による報告は、様式第一号による報告書を提出

してしなければならない。

2 市町村長は、前項の規定による報告書を毎月とりまとめて翌月十日までに所轄家畜保健衛生所長に提出するものとする。

(検査)

第四条 条例第四条の規則で定める事項は、子牛の特徴とする。

2 生産者は、検査を受けようとするときは、種付証明書及び母牛の登録証明書又は血統を証明する書類を、検査を実施する者(以下「検査員」という。)に提示しなければならない。

3 検査員は、検査を行なったときは、様式第二号による検査票に検査の結果を記入しなければならない。

(身分を示す証票)

第五条 条例第五項第二項の規定による証票は、様式第三号のとおりとする。

(検査済証)

第六条 条例第六条の規定による検査済証は、様式第四号のとおりとする。

ただし、生産者が登録登記証明書を呈示したときは、当該証明書に証明することができる。

(検査結果の報告等)

第七条 検査員は、検査終了後直ちに様式第二号による検査票を所轄家畜保健衛生所長に提出しなければならない。

2 条例第七条の規定による検査結果のとりまとめは、様式第五号による検査成績報告書によるものとする。

3 家畜保健衛生所長は、前項の報告書に様式第六号による検査手数料調書を添えて検査終了後三十日以内に知事に提出しなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号

子牛生産報告書

品 種	種 名	前 号	性別
生年月日	年 月 日	日 生	
血 統	父	_____ 号	祖父 _____ 号
		( . 点 )	祖母 _____ 号
	母	_____ 号	祖父 _____ 号
		( . 点 )	祖母 _____ 号

生産者  
繁殖者  
所有者

子牛を生産したので、子牛生産検査条例第2条の規定により報告します。

年 月 日

住所  
氏名

鳥取県知事 殿

様式第3号

(表 面)

第 号  所 属 職氏名  鳥取県子牛生産検査条例第5条第2項の規定に による証票  年 月 日  家畜保健衛生所長 印
--

← 8.5センチメートル →

↑ 6センチメートル ↓

(裏 面)

注 意 事 項

- 1 検査を行なうときは、この証明書を必ず携  
 帯しなければならない。
- 2 関係人の請求があつたときは、この証明書  
 を提示しなければならない。
- 3 この証明書は、他人に貸与し、又は訂正し  
 てはならない。

様式第2号

子牛生産検査票			
品種および名前	種 号	性別	
生年月日	年 月 日生	毛色	
特 徴			
血 統	父	号 ( . 点 )	{ 祖父 _____ 号 { 祖母 _____ 号
	母	号 ( . 点 )	{ 祖父 _____ 号 { 祖母 _____ 号
	生産者		
	繁殖者		
所有者			
失 格 又 損 傷 其 他 参 考 と な る べ き 事 項			

様式第4号

A 6

子牛生産検査済証						
品 種	名 前	性 別	生 年 月 日	毛 色 及 び 特 徴	生 産 者	住 氏 所 名

上記は、鳥取県子牛生産検査条例に基づく子牛生産検査済みであることを証  
 する。

年 月 日

家畜保健衛生所長 印



子牛生産検査成績報告書

(その3)

失格・畸形を出現した子牛

種雄牛の名前 及び 登録(登記)番号	母 親			失格・畸形出現の子牛		
	名前及び 登録(登記) 番号	祖父の名前 及び登録 (登記)番号	祖母の名前 及び登録 (登記)番号	性	生年月日	失格・畸形の種類 及び失格の出現 部位並びに程度
					・	
					・	
					・	

様式第6号

子牛生産検査手数料調書

年 月 日から  
日 月 日まで

検査月日	市町村名	検査頭数				手数料	備考
		肉用牛			乳用牛		
		めす	おす	計	めす		

鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

昭和四十二年四月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第十八号

鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例(昭和四十二年三月鳥取県条例第九号)中第二条の表の改正規定の施行期日は、昭和四十二年四月一日とする。

鳥取県立岩井長者寮管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
昭和四十二年四月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第十九号

鳥取県立岩井長者寮管理規則の一部を改正する規則

鳥取県立岩井長者寮管理規則(昭和三十九年九月鳥取県規則第四十八号)の一部を次のように改正する。

第六条の次に次の一条を加える。

(使用料の額)

第六条の二 条例第五条の規則で定める使用料の額は、別表のとおりとする。

第九条を次のように改める。

(使用料の減免)

第九条 条例第六条の規定による使用料の減免は、次の各号に掲げる場合に限り行なうことができる。

- 一 入寮者又は入寮者を扶養する者に所得がないため、所得が少ないため、又は不時の支出等のため、使用料の納付が困難と認められるとき。
- 二 入院その他正当な理由により通常の利用がないとき。
- 三 老人の福祉を図る等のため知事が特に必要と認めたととき。

附則の次に次の別表を加える。

使用区分	経済的事情による区分			金額	
	階層	一人月額	二人月額	一人月額	二人月額
小居室	A 階層	一人月額 七、五〇〇円	二人月額 一〇、五〇〇円	一人月額 六、五二〇円	二人月額 九、五二〇円
	B 階層	一人月額 九、〇二〇円	二人月額 一〇、五二〇円	一人月額 八、〇二〇円	二人月額 九、五二〇円
	C 階層	一人月額 一〇、五二〇円	二人月額 一〇、五二〇円	一人月額 八、五二〇円	二人月額 八、五二〇円
	A 階層	一人月額 七、五二〇円	二人月額 一〇、五二〇円	一人月額 一〇、〇二〇円	二人月額 一〇、〇二〇円
	B 階層	一人月額 九、〇二〇円	二人月額 一〇、五二〇円	一人月額 一〇、〇二〇円	二人月額 一〇、〇二〇円
	C 階層	一人月額 一〇、五二〇円	二人月額 一〇、五二〇円	一人月額 一〇、〇二〇円	二人月額 一〇、〇二〇円
大居室	A 階層	一人月額 七、五二〇円	二人月額 一〇、五二〇円	一人月額 七、五二〇円	二人月額 一〇、五二〇円
	B 階層	一人月額 九、〇二〇円	二人月額 一〇、五二〇円	一人月額 七、五二〇円	二人月額 一〇、五二〇円
	C 階層	一人月額 一〇、五二〇円	二人月額 一〇、五二〇円	一人月額 七、五二〇円	二人月額 一〇、五二〇円
	A 階層	一人月額 七、五二〇円	二人月額 一〇、五二〇円	一人月額 七、五二〇円	二人月額 一〇、五二〇円
	B 階層	一人月額 九、〇二〇円	二人月額 一〇、五二〇円	一人月額 七、五二〇円	二人月額 一〇、五二〇円
	C 階層	一人月額 一〇、五二〇円	二人月額 一〇、五二〇円	一人月額 七、五二〇円	二人月額 一〇、五二〇円

備考  
1 経済的事情による区分は、それぞれ次のとおりとする。

A 階層 市町村民税を納付することを要しない者  
B 階層 市町村民税のうち均等割のみの納付を要する者  
C 階層 A 階層又は B 階層に属しない者

2 暖房期間中は、この表に定める額に一人月額一、〇〇〇円を加算する。

附則  
この規則は、公布の日から施行する。

鳥取県農業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十二年四月一日  
鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第二十号  
鳥取県農業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則

鳥取県農業近代化資金利子補給規則（昭和三十七年二月鳥取県規則第二号）の一部を次のように改正する。

第二条に次の一項を加える。

2 法第二条第二項第一号に掲げる融資機関が一の区分された農業部門の経営を自ら行なう農業後継者たる農村青年（以下「農業後継者たる農村青年」という。）に対し、別表の農業近代化資金の種類欄の第一号から第四号までに掲げる資金を貸し付ける場合において、当該資金の貸付けを受けた農業後継者たる農村青年の住所を管轄する市町村が当該融資機関に対し、当該融資に係る農業近代化資金の利子補給金を年一分五厘の割合で交付する場合の利子補給率は、前項の規定にかかわらず年四分

五厘とする。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

鳥取県農業近代化推進資金利子補給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十二年四月一日

鳥取県規則第二十一号

鳥取県農業近代化推進資金利子補給規則の一部を改正する規則

鳥取県農業近代化推進資金利子補給規則（昭和四十一年六月鳥取県規則第二十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一を次のように改める。

鳥取県知事 石 破 二 朗

資金の種類	貸付対象	償還期限	据置期間	利率
一 農業経営の改善に要する資金	(1) 畜産経営のための家畜の飼養に必要な経費（農業近代化資金助成法施行令（昭和三十六年政令第三百四十六号。以下「令」という。）第二条の表に規定する育成に要する資金の対象となる額を除く。） (2) 果樹園経営に必要な経費（令第二条の表に規定する育成に要する資金の対象となる額を除く。） (3) 養蚕経営のための桑園の維持管理に必要な経費（令第二条の表に規定する育成に要する資金の対象となる額を除く。） (4) しいたけ栽培経営に必要な経費 (5) 前各号に掲げるもののほか、知事が特に必要と認める農業経営に必要な経費	肉牛 三年以内 乳牛 三年以内 繁殖豚 三年以内 種鶏 二年以内 採卵鶏 二年以内 食鶏 二年以内		六分以内
二 肉畜育成団地の造成に要する資金	肥育用牛、肥育用豚の素畜の購入に必要な経費	三年以内		六分以内

別表第二を次のように改める。

資金の種類	利子補給率			
	利率	期限	利率	期限
一 農業経営の改善に要する資金	年二分	第二条第二項各号に掲げる融資機関が同条第一項第一号に掲げるものに貸し付ける場合	年二分	第二条第二項第一号に掲げる融資機関が同条第一項第二号から第四号までに掲げるものに貸し付ける場合
二 肉畜団地の造成に要する資金	年三分		年二分五厘	
三 優良肉用種牛の造成に要する資金	優良肉用基礎種牛の優良子牛又は繁殖基礎子牛の購入に必要な経費	五年以内	優良乳用子牛の購入に必要な経費	二年以内
四 乳牛集団産地の造成に要する資金	優良種球の購入に必要な経費	三年以内	食鶏価格調整のため知事が食鶏精肉の冷凍保管の必要を認めた場合において、食鶏処理業者が食鶏精肉を指定冷凍倉庫に庫入したとき の当該食鶏精肉の価格に対応する食鶏処理業者の運転資金	五年以内
五 チューリップの種球の購入に要する資金		五年以内	食鶏価格調整のため知事が食鶏精肉の冷凍保管の必要を認めた場合において、食鶏処理業者が食鶏精肉を指定冷凍倉庫に庫入したとき の当該食鶏精肉の価格に対応する食鶏処理業者の運転資金	一年以内
六 食鶏の流通調整に要する資金		毎年 十二月二十日	年二分五厘	



三 優良肉用種牛の造成に要する資金			農業協同組合連合会に貸し付ける場合 年四分五厘 農業協同組合に貸し付ける場合 年三分
四 乳牛集団産地の造成に要する資金			年二分五厘
五 チューリップの種球の購入に要する資金	年三分		
六 食鶏の流通調整に要する資金		年二分五厘	年二分五厘

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 昭和四十二年四月一日前において、この規則による改正前の鳥取県農業近代化推進資金利子補給規則第三条の規定による利子補給契約書に基づき、利子補給について知事の承認の行なわれている農業近代化推進資金については、なお従前の例による。

鳥取県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十二年四月一日

鳥取県知事 石 破 仁 朗

鳥取県規則第二十二号

鳥取県会計規則の一部を改正する規則

鳥取県会計規則(昭和三十九年三月鳥取県規則第十一号)の一部を次のように改正する。

目次中「第八節 郵便振替貯金による収入(第三十一条・第三十二条)」を「第八節 郵便振替による収入(第三十一条・第三十二条)」に改める。

第二十七条第三項中「領収した日の翌日」を「県内で納付を受けた場合にあつては領収した日の翌日、県外で納付を受けた場合にあつてはすみやかに」に、「近くの指定金融機関」を「指定金融機関又は指定代理金融機関」に改め、同条第四項中「指定金融機関」の下に「又は指定代理金融機

関」を加える。

第二章第八節を次のように改める。

第八節 郵便振替による収入

(郵便振替による収納)

第三十一条 郵便長は、郵便振替口座に歳入金納付があつた場合において、取りまとめ郵便局から領収済通知書に、公金振替払込高通知書を添えて送付を受けたときは、所属の指定金融機関等に払込みの手續をしなければならぬ。

2 郵便長は、所属の指定金融機関又は指定代理金融機関を郵便振替法(昭和二十三年法律第六十号)第十条の規定による代理署名人(以下「代理署名人」という。)とすることができる。

3 代理署名人に指定された指定金融機関又は指定代理金融機関は、郵便

様式第87号 (B列5号)

振替払込金受払整理簿(様式第八十七号)を備えなければならない。

第三十二条 削除

第四十二条第一項中「直ちに」を削る。

第六十条第一項中第二号を削り、第三号を第二号とする。

第七十条に次の二号を加える。

四 賃金

五 供託金

第百十一条第一項第四号中「随意契約」を「契約」に改める。

様式目次中「様式第八十七号 振替貯金受払整理簿(指定金融機関等)」を「様式第八十七号 郵便振替払込金受払整理簿(指定金融機関又は指定代理金融機関)」に改める。

様式第八十七号を次のように改める。

郵便振替払込金受払整理簿

(各店)

年	月	日	取りまとめ郵便局扱い 取日	貯金局扱い 月日	払込高通知書 番号	郵便振替払込金高 通知額	郵便振替口座から の払出額	差引払出未済額
						円	円	円

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

鳥取県工場設置奨励条例施行規則（昭和二十七年四月鳥取県規則第二十  
二号）を廃止する規則をここに公布する。

昭和四十二年四月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

**鳥取県規則第二十三号**

鳥取県工場設置奨励条例施行規則を廃止する規則

鳥取県工場設置奨励条例施行規則（昭和二十七年四月鳥取県規則第二十  
二号）は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。